

表4 住宅改修費受領委任払い登録施工事業者

事業者名	所在地	電話番号
早川建具店	大字津島字北新開134-2	28-0068
藤原建具店	皆戸町2	26-4489
丹羽建設	宇治町字亀田162	28-5067
加藤工務店	青塚町字若宮273-2	28-5646
シルバーライフ研究所	上河原町19	26-5216
(有)大樹リファイン 津島本町	本町3-31	26-1111
山雅工務店	南本町7-50	26-7710
(有)大竹建設	愛宕町2-70-2	28-1155
(株)ゴトウ医科器械 ライフケア事業所	埋田町3-85-6	26-2926
松下電工エイジフリー 介護チェーンあま津島	立込町3-30-1	28-6661
山田ガラス店	藤浪町3-12	28-4820

市内の登録施工事業者のみ掲載

表3 住宅改修費支給申請方法

平成15年8月31日まで
・償還払い方式

平成15年9月1日から
・受領委任払い方式
・償還払い方式
いずれかの選択で
ご利用できます。

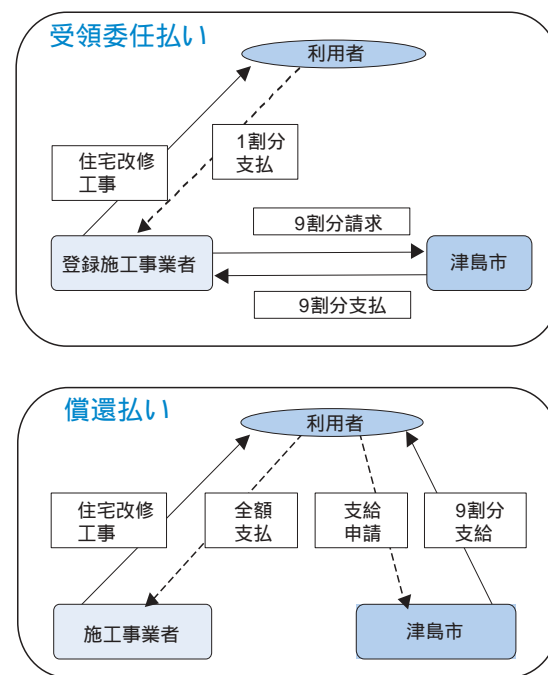


表5 住宅改修の改修例

改修内容	構造等
1 手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関などに転倒防止や移動補助のための手すりの取り付け。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等の適切なものとします。
2 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差を解消するための住宅改修で、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどや玄関から道路までの通路等の段差の解消。
3 滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室の場合は、畳敷から板製床材、ビニル系床材などへの変更。浴室の場合は、床材の滑りにくいものへの変更。通路面の場合は、滑りにくい舗装材への変更。
4 引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどへ取り替え。ドアノブの変更、戸車の設置など。
5 洋式便器等への便器の取り替え	和式便器から洋式便器(暖房・洗浄機能付等)への取り替え。既に洋式便器である場合の機能等の付加は含まれません。
6 その他1～5の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	それぞれ以下のものが考えられます。 手すりの取り付けのための、壁の下地補強 浴室の床の段差解消に伴う、給排水設備工事 床材の変更のための、下地の補修や根太の補強 扉の取り替えに伴う、壁または柱の改修工事 便器の取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更